

小松市建設工事等請負業者の 指名停止に関する要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、小松市が発注する建設工事及び機械類の製造の請負、建設工事に係る調査、測量及び設計並びに施設等の管理業務委託並びに工事用原材料の買入れ（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公正な執行と契約の適正な履行を確保するため、小松市指名競争入札参加有資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）に対する建設工事等の競争入札における指名の停止（以下「指名停止」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、建設工事等の指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1ヵ月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

二 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3ヵ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき。(前号に掲げる場合を除く。)

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が24ヵ月を超える場合は24ヵ月)まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第13号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第4条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一 談合情報を得た場合、又は市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号又は第8号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

二 別表第2第4号から第9号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競争等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競争等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

三 別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。) それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

四 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったとすることが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

五 市の職員又は他の公共機関の職員が、競争入札妨害（刑法第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第9号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

（指名停止の通知）

第6条 第2条第1項若しくは、第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 前項の規定により、指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市が発注した建設工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ承認を受けたときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第8条 指名停止の期間中の有資格業者が、建設工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（庶務）

第10条 指名停止等に関する庶務は、行政管理部管財課において処理するものとする。

第11条 この要領に定めるもののほか、指名停止に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

2 小松市建設工事請負業者指名停止基準（昭和52年8月1日制定）は廃止する。

附 則

この要領は、平成１０年６月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１３年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成１８年７月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

１ この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

２ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第１００号。以下「改正独占禁止法」という。）の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第２条の規定により審判手続きが開始された事案であって、この要領の施行日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

別表第1 小松市の施工区域内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) 1 小松市及び市関係公社等の発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）の契約にかかる一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (過失による粗雑工事) 2 市工事等の施工にあたり、過失により市工事等を粗雑にしたと認められるとき。（かしが軽微であると認められるときは除く。） 3 前号に掲げる以外の建設工事等（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により一般工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。 (契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (公衆損害事故) 5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたときと認められるとき。 6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内 当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内 当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内 当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内 当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内 当該認定をした日から 1ヵ月以上3ヵ月以内

措 置 要 件	期 間
(工事関係者事故)	
7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた認められたとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈 賄)	
1 次のア、イ又はウに掲げる者が本市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った 日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	4ヵ月以上 12ヵ月以内
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、建設工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3ヵ月以上 9ヵ月以内
ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2ヵ月以上 6ヵ月以内

措 置 要 件	期 間
2 次のア、イ又はウに掲げる者が石川県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヶ月以上9 ヶ月以内 2 ヶ月以上6 ヶ月以内 1 ヶ月以上3 ヶ月以内
3 次のア又はイに掲げる者が石川県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 (独占禁止法違反行為)	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヶ月以上9 ヶ月以内 1 ヶ月以上3 ヶ月以内
4 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 ヶ月以上9 ヶ月以内
5 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3 ヶ月以上12 ヶ月以内
6 第4号に掲げる区域外において、他の公共機関と締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。 (競争入札妨害又は談合)	刑事告発を知った日から 1 ヶ月以上9 ヶ月以内
7 次のア又はイに掲げる者が、石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から

措 置 要 件	期 間
ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人 8 次のア又はイに掲げる者が、市工事等に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 ヶ月以上 12 ヶ月以内 2 ヶ月以上 12 ヶ月以内 逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人 9 次のア又はイに掲げる者が、第7号に掲げる区域外の他の公共機関の工事に関し、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 (暴力団関係者)	4 ヶ月以上 12 ヶ月以内 3 ヶ月以上 12 ヶ月以内 3 ヶ月以上 12 ヶ月以内 1 ヶ月以上 12 ヶ月以内
10 次の各号のいずれかに該当するものとして、石川県警察本部から回答及び通知があり、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 有資格業者である役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。 イ 暴力団関係者が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。 ウ 有資格業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。 エ 有資格業者の役員等が、暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的	当該認定をした日から 6 ヶ月以上 24 ヶ月以内 ※ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで(以下同じ。) 6 ヶ月以上 24 ヶ月以内 2 ヶ月以上 12 ヶ月以内 2 ヶ月以上 12 ヶ月以内

措 置 要 件	期 間
に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 オ 有資格業者の役員等が暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (建設業法違反行為) 11 市工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 12 石川県、新潟県、富山県及び福井県の区域内において建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。 (不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 15 別表第1及び前各号にかかわらず特別の理由があると認められるとき。	2ヵ月以上12ヵ月以内 当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上9ヵ月以内 当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内 1ヵ月以上 9ヵ月以内 必要と認める期間